



ロウバイ

ハンズ熊本通信

編集発行
(株)ハンズ熊本

〒860-0811
熊本県熊本市中央区本荘
6丁目8-7
TEL. 096 (375) 4340
FAX. 096 (375) 4341

◆ 2月の税務と労務

2月

(如月) FEBRUARY

11日・建国記念の日 23日・天皇誕生日

- 国 税 / 令和4年分所得税の確定申告
2月16日～3月15日
(還付申告は申告期間前でも受け付けられます)
- 国 税 / 贈与税の申告 2月1日～3月15日
- 国 税 / 1月分源泉所得税の納付 2月10日
- 国 税 / 12月決算法人の確定申告(法人税・消費税等)
2月28日
- 国 税 / 6月決算法人の中間申告 2月28日
- 国 税 / 3月、6月、9月決算法人の消費税等の中間
申告(年3回の場合) 2月28日
- 国 税 / 決算期の定めのない人格なき社団等の法人
税の確定申告及び納付 2月28日

日	月	火	水	木	金	土
.	.	.	1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28

地方税 / 固定資産税(都市計画税)の第4期分の納付
市町村の条例で定める日



国税のスマホアプリ納付 専用のWebサイト「国税スマートフォン決済専用サイト」から、納税者が利用可能なPay払い(〇〇ペイ)を選択して納付する手続方法。事前手続き不要、原則として全税目の納付が可能で、一度の納付利用上限は30万円とされていますが、領収証書は発行されません。なお、クレジットカード納付と違い決済手数料は無料です。



コンビニエンスストア —歴史と現状—

コロナ禍で買い物客は減少しているというものの、日本のコンビニエンスストア（以下「コンビニ」）では、年間155億人の人々が利用しています。これを概算してみると、日本の人口が1億2600万人ですから、1人年間123回コンビニで買い物をしていることになります。しかし、この数字には子供の数も含まれますから、2日に1回はありとあらゆる人々が訪れているということになります。買い物客は、「接客をしつ

りて欲しい」人もいれば、買い物だけでよいから「店の人は声をかけないで欲しい」など様々です。また、店内は小さなスペースに商品が約3000点ほどあります。

今回は、ことごとく小売業の常識を打ち破って発展してきた、また今後も進展していくであろうコンビニについて、その歴史及び業務内容を見ることにしましょう。

I コンビニの歴史

(1) 業界の成長過程①

コンビニは、1930年代アメリカで生まれたと言われています。当時のアメリカの景気は決して良くなかった時代なので、コンビニは不況時に強い業態であると考えられます。

つまり、消費者は不況時の生活防衛として同じ生活水準を維持するための消費行動では、イ・デイスカウントストアで同じ物を少しでも安く買う口・必要な時に必要な物を買うの口に対するのがコンビニです。1980年頃からのアメリカの小売業は総デイスカウント化

し、90年に入ってからさらにデイスカウント間競争が激化しました。コンビニも低価格を訴求した結果、業界を後退させました。

コンビニは、低価格サービスをしないうこと、特定チラシにより集客販促をしないうこと、それ以外のサービス販売業態であることを日本のコンビニはアメリカから学びました。

そして、日本のコンビニは情報システム、ロジスティックシステム、その他のサービスをするのがコンビニであることをアメリカに再提案しました。

(2) 業界の成長過程②

日本のコンビニは1969年に「マイショップ（豊中）」開店から発生しています。なお、「ファミリーマート」は73年、「セブンイレブン」は74年、「ローソン」は75年です。

当時の流通業界は、スーパーマーケットの猛烈な出店競争が既存の商店および商店街に打撃を与えました。1974年3月施行の大法（大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律）によってビッグストアの出店が鈍化し、ビッ

グストアはその後、規制外の小売店舗を展開しました。

イトーヨーカドー→「セブンイレブン」、ダイエー→「ローソン」、西友→「ファミリーマート」、イオン→「ミニストップ」、ユニ→「サークルK」、長崎屋→「サンクス」等です。

II コンビニの発展の内容

コンビニの革新について時代とともに業務内容がどのように変化したかを日本フランチャイズチェーン協会の資料や流通評論家の渡辺広明氏の意見を参考にみていきます。

(1) 創業から昭和のコンビニ（1988年）創業→1万1600店舗

- ・ 24時間営業の定着
- ・ 中食の販売 おにぎり、弁当、サンドイッチ等

(2) 共同配送車の削減
平成バブル崩壊から平成不況（1991年から1997年）1万9000→3万4000店舗

- ・ 出納代行の受付
- ・ キャッシュディスプレイの設置

- ・マルチメディア端末の設置、イベントチケット販売、ゲーム機器等販売

(3) 平成不況後から平成時代の終わり(1998年から2018年) 3万6200~5万8300店舗

- ・緊急購買から日常の購買へ
- ・客層が若者からシニア層へ
- ・カウンターサービスの増加、インターネット通販の受取り、フリマアプリ対応

(4) 令和時代のコンビニ店舗減少スタート

- ・一部店舗から24時間営業の見直し
- ・食品ロス削減の値引き販売スタート
- ・レジ袋有料化からのエコの進化

このようにコンビニは、そのときどきの社会的課題に対応し変化してきましたが、その一端を以下に紹介します。

Ⅲ コンビニの現状

(1) シニア層への取り組み

社会への投影であるコンビニは、当然ながら高齢化の波についても変化に対応しています。

1989年は20歳未満と20歳~29歳だけで6割を占めていて、50歳以上は1割未満でした。しかし、2017年には50歳以上は4割近くになってきています。つまり、この30年間にコンビニの主力客は若者から高齢者へと変化しています(図を参照)。

(2) 商品開発

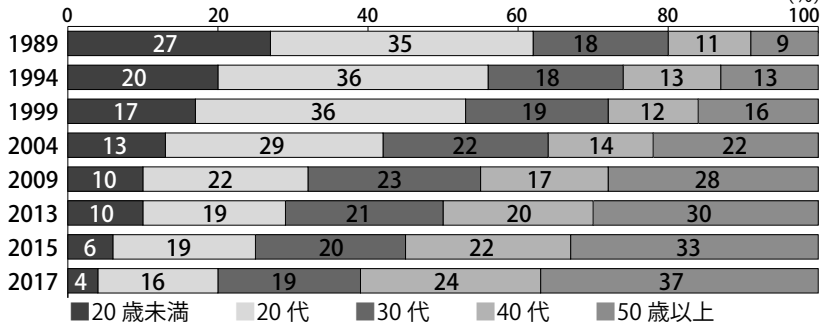
コンビニはPB(プライベート・ブランド)商品が増加中です。メーカー商品の売上の粗利益は30~35%に対し、PBは約50%。

この背景の理由の一つはタバコの売上増加によるものです。コンビニのタバコの売上が占める割合は現在、約25%で利益率は11%と低い。コンビニは商品の利益率を30%と想定しているのですが、タバコの売上増加により全体の利益率が下がってしまうという事情もありました。

(3) カウンターサービスの増加

例えば、セブンイレブンは2018年から店舗レイアウトを変更しました。従来の店舗では出入口のすぐ横にカウンターを置いていたのですが、新しいレイアウトは入口から正面の奥

図 セブン-イレブンの来店客の年齢分布



出典：(株)セブン&アイ HLDGS 資料より作成

に拡大設置しました。代行手数料が徐々に増え、現在、多くの店はカウンターでの売上が店の売上の40%位を占めてきているからです。又、カウ

ンターを奥に置くことは、買い物客のついで買いを期待していることもありま。

Ⅳ コンビニと商店

コンビニは平成に入り急速に伸びた業態です。成長の一因には、小規模小売店(いわゆる文具店、弁当屋、酒店等の小売店)を飲み込んできたことが挙げられます。

一方で、これら小売店の店主が集まり(商店会)地域の街路灯の設置、子供の見守り等の安全・安心に寄与したり、夏祭り・クリスマスセール等で賑わいを創出してきました。

小売店の減少は、多くの家庭・個人あるいは地方自治体にとって痛手になりました。

勿論、コンビニは宅配の受付、ATMの設置等、社会的な課題に貢献していますが、例えば、コンビニのアルバイトの仕事は多岐に渡るため、年配者には難しいことなど社会的な要求に答えるには限界があります。コンビニと小規模小売店の共存については今後の重要な課題となります。



今年も所得税等の確定申告時期を迎えました。還付申告は、すでに1月から始まっています。納付額のある人については、2月16日から3月15日までとなります。

以下、令和4年分確定申告のポイントを整理してみます。

一 申告書類の変更

令和4年分の確定申告から、「確定申告書A」と「修正申告書(別表)第五表」が廃止されます。そしてこれらは、従来の「確定申告書B」に集約され、「確定申告書第一表」となります。

二 雑所得で収支内訳書が必要

雑所得は、「公的年金等」、「業務に係るもの」、「それ以外」に分けられます。

業務に係るものとは、副業に係る収入のうち営利を目的とした継続的なものをいいます。

業務に係るものについては、前々年分の業務に係る雑所得の収入金額が300万円を超える人は、現金預金取引等関係書類を保存することが義務になりました。現金預金取引等関係書類とは、その業務に関して作成したり受領したりした請求書や領収書などのうち、現金や預貯金の收受、預入れ・払出し、引出しに際して作成されたものをいいます。

また、前々年分の業務に係る雑所得の収入金額が1000万円を超える場合には、その業務に係る総収入金額や必要経費の内容を記載した、収支内訳書などの書類の添付が必要になります。

三 住宅ローン控除の見直し

個人が住宅ローンを利用して

マイホームの取得やリフォームをした場合には、一定の要件を満たすと住宅ローン控除の適用を受けることができます。

令和4年度税制改正において、同制度の適用期限が延長され、令和7年12月31日までに入居した方が対象となりました。

省エネ性能の高い住宅を取得した場合には、一般の住宅の取得に比べ控除限度額が高く設定されています。これは2050年(令和32年)のカーボンニュートラルの実現に向けた措置です。

また、借入金残高に対する控除率が1%から0.7%に引き下げられた他、適用対象者の所得要件が、「3000万円以下」から「2000万円以下」に引き下げられるなどの見直しが行われています。

四 e-Taxの利便性の向上

マイナンバーカードを利用して電子申告をする際には、①e-Tax登録情報の確認、②電子署名の付与、③e-Taxへのログインと、3回マイナンバーカードの読み取りを行う必要がありました。



これについて、過去にマイナンバーカード方式で申告をした人については、今回の確定申告のみ1回に簡素化されました。また、青色申告決算書や収支内訳書をスマートフォンで作成することもできるようになりました。

さらに、マイナポータルを経由して控除証明書などの必要書類のデータを一括取得し、各種申告書の該当項目へ自動入力するマイナポータル連携について、「1年間分の医療費通知情報」、「公的年金等の源泉徴収票」、「国民年金保険料控除証明書」が対象に追加されました。

確定申告が必要な人

(令和4年分用)

区分	項目	チェック内容	チェック欄
対象者 (主な例)	個人で事業を行い、または不動産収入があり、納税額がある	青色申告決算書・収支内訳書の添付が必要	<input type="checkbox"/>
	給与収入が年間2,000万円を超える		<input type="checkbox"/>
	給与所得・退職所得以外の所得の合計額が20万円を超える	還付申告の場合は20万円以下の場合も含めて申告	<input type="checkbox"/>
	2か所以上から給与をもらっている		<input type="checkbox"/>
	同族会社の役員等で、その同族会社から給与の他に、貸付金の利子や賃借料などの支払いを受けた		<input type="checkbox"/>
	公的年金等に係る雑所得の金額から所得控除を差し引くと残額がある	公的年金等の収入金額が400万円以下で、その全部が源泉徴収対象の場合は申告不要	<input type="checkbox"/>
	外国企業から受け取った退職金など、源泉徴収されていない退職金がある		<input type="checkbox"/>
譲渡所得や山林所得などの各種所得があり、納税額がある	損益通算をできる損失は、不動産・事業・譲渡・山林所得のみ ※譲渡は、一定の居住用財産以外の土地・建物等を除く 業務に係る雑所得で一定の場合は、収支内訳書の添付が必要	<input type="checkbox"/>	

確定申告の際の注意点

区分	項目	チェック内容	チェック欄
所得から差し引かれる金額 (主な例)	医療費控除 (※セルフメディケーション税制との選択適用)	補てん金は、未収であっても見積もりにより計上	<input type="checkbox"/>
		差引負担額から10万円 (又は所得金額の5%か、いずれか少ない金額) を差し引く	
		医療費控除の明細書の添付が必要、領収書は5年間保管	
	セルフメディケーションは医薬品購入額が1万2千円超 (8万8千円限度)		
	寄附金	領収書・証明書等の添付が必要	<input type="checkbox"/>
	特定扶養親族	対象者は、扶養親族のうちH12.1.2～H16.1.1生まれの人	<input type="checkbox"/>
	寡婦控除	ひとり親控除の対象者を除く。合計所得金額が500万円以下	<input type="checkbox"/>
夫と死別の場合は扶養親族要件なし、離婚の場合は扶養親族要件あり			
ひとり親控除	合計所得金額が500万円以下、子の所得48万円以下、事実婚の状況にない	<input type="checkbox"/>	
配偶者控除・配偶者特別控除	合計所得金額が1,000万円超は適用不可	<input type="checkbox"/>	
税額から差し引かれる金額 (主な例)	配当控除	控除額：課税総所得金額が1,000万円以下は10%、1,000万円を超える部分は5%	<input type="checkbox"/>
	住宅ローン控除	合計所得金額が2,000万円超は、適用不可 添付書類 (1) 新築・中古家屋の場合 ① 家屋(土地)の登記事項証明書 ② 請負契約書 又は 売買契約書の写し ③ 住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書 (2) 増改築等をした家屋の場合 上記(1)の書類の他に、次のいずれかの書類 ① 建築確認済証の写し ② 検査済証の写し ③ 増改築等工事証明書	<input type="checkbox"/>
その他	源泉徴収税額	未払いの源泉所得税額も含めて記載	<input type="checkbox"/>
	予定納税額	第1期・第2期とも、未納があっても記載する	<input type="checkbox"/>
	第3期分の税額	納税の場合は、100円未満の端数を切り捨て	<input type="checkbox"/>

月60時間を超える 時間外労働割増賃金率の 引き上げ（中小企業）



今年4月1日から、中小企業において1か月に60時間を超える法定時間外労働をさせた場合の割増賃金率が「50%以上」に引き上げられます（従来は25%以上）。この割増賃金率（50%以上）のルールは、労働基準法の改正により平成22年4月1日より施行され、大企業では施行当初から適用されてきましたが、中小企業は今年3月まで適用が猶予されており、いよいよ適用開始となりますので、内容をおさらいします。

今年4月1日から、中小企業において1か月に60時間を超える法定時間外労働をさせた場合の割増賃金率が「50%以上」に引き上げられます（従来は25%以上）。この割増賃金率（50%以上）のルールは、労働基準法の改正により平成22年4月1日より施行され、大企業では施行当初から適用されてきましたが、中小企業は今年3月まで適用が猶予されており、いよいよ適用開始となりますので、内容をおさらいします。

今年4月1日から、中小企業において1か月に60時間を超える法定時間外労働をさせた場合の割増賃金率が「50%以上」に引き上げられます（従来は25%以上）。この割増賃金率（50%以上）のルールは、労働基準法の改正により平成22年4月1日より施行され、大企業では施行当初から適用されてきましたが、中小企業は今年3月まで適用が猶予されており、いよいよ適用開始となりますので、内容をおさらいします。

今年4月1日から、中小企業において1か月に60時間を超える法定時間外労働をさせた場合の割増賃金率が「50%以上」に引き上げられます（従来は25%以上）。この割増賃金率（50%以上）のルールは、労働基準法の改正により平成22年4月1日より施行され、大企業では施行当初から適用されてきましたが、中小企業は今年3月まで適用が猶予されており、いよいよ適用開始となりますので、内容をおさらいします。

今年4月1日から、中小企業において1か月に60時間を超える法定時間外労働をさせた場合の割増賃金率が「50%以上」に引き上げられます（従来は25%以上）。この割増賃金率（50%以上）のルールは、労働基準法の改正により平成22年4月1日より施行され、大企業では施行当初から適用されてきましたが、中小企業は今年3月まで適用が猶予されており、いよいよ適用開始となりますので、内容をおさらいします。

今年4月1日から、中小企業において1か月に60時間を超える法定時間外労働をさせた場合の割増賃金率が「50%以上」に引き上げられます（従来は25%以上）。この割増賃金率（50%以上）のルールは、労働基準法の改正により平成22年4月1日より施行され、大企業では施行当初から適用されてきましたが、中小企業は今年3月まで適用が猶予されており、いよいよ適用開始となりますので、内容をおさらいします。

ら労働以外の生活のための時間を確保して働くことができるよう労働環境を整備する」といった課題に対応することを意図して行われました。したがって、4月以降に向けた社内準備は、就業規則や賃金の計算方法を見直して割増賃金率を引き上げることのほか、労使の取組により「労働者の健康保持」や「労働以外の生活の時間を確保」などを考慮しつつ時間外労働を抑制する方法も検討し、実施していくとよいでしょう。

今年4月1日から、中小企業において1か月に60時間を超える法定時間外労働をさせた場合の割増賃金率が「50%以上」に引き上げられます（従来は25%以上）。この割増賃金率（50%以上）のルールは、労働基準法の改正により平成22年4月1日より施行され、大企業では施行当初から適用されてきましたが、中小企業は今年3月まで適用が猶予されており、いよいよ適用開始となりますので、内容をおさらいします。

今年4月1日から、中小企業において1か月に60時間を超える法定時間外労働をさせた場合の割増賃金率が「50%以上」に引き上げられます（従来は25%以上）。この割増賃金率（50%以上）のルールは、労働基準法の改正により平成22年4月1日より施行され、大企業では施行当初から適用されてきましたが、中小企業は今年3月まで適用が猶予されており、いよいよ適用開始となりますので、内容をおさらいします。

今年4月1日から、中小企業において1か月に60時間を超える法定時間外労働をさせた場合の割増賃金率が「50%以上」に引き上げられます（従来は25%以上）。この割増賃金率（50%以上）のルールは、労働基準法の改正により平成22年4月1日より施行され、大企業では施行当初から適用されてきましたが、中小企業は今年3月まで適用が猶予されており、いよいよ適用開始となりますので、内容をおさらいします。

※ 法定時間外労働とは、使用者は、原則として、1日に8時間、1週間に40時間を超えて労働させてはいけないとされ、この時間のことを「法定労働時間」といいます（休憩時間は労働時間に含まれません）。

今年4月1日から、中小企業において1か月に60時間を超える法定時間外労働をさせた場合の割増賃金率が「50%以上」に引き上げられます（従来は25%以上）。この割増賃金率（50%以上）のルールは、労働基準法の改正により平成22年4月1日より施行され、大企業では施行当初から適用されてきましたが、中小企業は今年3月まで適用が猶予されており、いよいよ適用開始となりますので、内容をおさらいします。

今年4月1日から、中小企業において1か月に60時間を超える法定時間外労働をさせた場合の割増賃金率が「50%以上」に引き上げられます（従来は25%以上）。この割増賃金率（50%以上）のルールは、労働基準法の改正により平成22年4月1日より施行され、大企業では施行当初から適用されてきましたが、中小企業は今年3月まで適用が猶予されており、いよいよ適用開始となりますので、内容をおさらいします。

今年4月1日から、中小企業において1か月に60時間を超える法定時間外労働をさせた場合の割増賃金率が「50%以上」に引き上げられます（従来は25%以上）。この割増賃金率（50%以上）のルールは、労働基準法の改正により平成22年4月1日より施行され、大企業では施行当初から適用されてきましたが、中小企業は今年3月まで適用が猶予されており、いよいよ適用開始となりますので、内容をおさらいします。

ことができます。

例えば、「7時間」が所定労働時間の事業場においては、時間外労働をした場合であつても7時間超から8時間までの時間は、「1か月60時間」の時間外労働の計算には含めず、法定労働時間である8時間（または週40時間）を超過した時間が集計対象となることにご注意ください。

② 法定休日労働との関係

労働基準法では、週1回または4週4日の休日を与えることを義務付けています（法定休日」といいます）。

法定休日の労働時間は、「1か月60時間」の計算には含めません。この場合は、法定休日労働に対する割増賃金率（35%以上）で計算した割増賃金を支払います。

一方、法定休日以外の休日（「所定休日」といいます）における労働は、「1か月60時間」の計算の対象となります。

例えば、週休2日制の事業場において、法定休日（週1日）は休ませ、所定休日に労働させた場合は、所定休日の

労働時間（法定労働時間の1日8時間または週40時間を超過する部分に限る。）を「1か月60時間」の計算に含める必要があります。

なお、前述の通達においては「労働条件を明示する観点及び割増賃金の計算を簡便にする観点から、就業規則その他これに準ずるものにより、事業場の休日について法定休日と所定休日の別を明確にしておくことが望ましいものであること」とされています（例えば、法定休日を日曜日、所定休日を土曜日と定めておくなど）。

③ 深夜労働との関係

1か月の法定時間外労働が60時間に達した後に、さらに深夜労働もさせた場合は、深夜労働の法定割増賃金率（25%以上）と「1か月60時間」を超過したことに對する割増賃金率（50%以上）を合算し、75%以上の率で計算した割増賃金の支払いが必要となります。

(二) 代替休暇の付与

① 代替休暇制度とは

1か月60時間を超える法定

時間外労働を行った労働者の健康を確保するため、引上げ分の割増賃金の代わりに有給の休暇（代替休暇）を付与することが認められています。

本来であれば、1か月60時間超の法定外労働に対し、次のaとbを合算して「50%以上」の率で計算した割増賃金の支払いが必要ですが、代替休暇はbに相当する割増賃金を支払う代わりに有給の休暇を付与するものです（代替休暇を付与した場合であつても、aの25%以上で計算した額は支払う必要があります）。

② 導入の手順

代替休暇制度導入にあつては、労働者の過半数で組織する労働組合（無い場合は過半数代表者）との間で労使協定を結ぶことが必要です。ただし、所轄労働基準監督署への届出義務はありません。

労使協定で定める事項は次の4つです。

- ・ 代替休暇の時間数の具体的な算定方法
- ・ 代替休暇の単位
- ・ 代替休暇を与えることができる期間
- ・ 代替休暇の取得日の決定方法、割増賃金の支払日留意点

・ 代替休暇は1日または半日単位で付与します。

・ 代替休暇を与えることができる期間は、「時間外労働が1か月60時間を超過した当該1か月の末日の翌日から2か月以内」とされています。

・ 労使協定の締結は、個々の労働者に対して代替休暇の取得を義務付けるものではありません。個々の労働者が実際に代替休暇を取得するか否かは、労働者の意思により決定されます。

代替休暇の日数への換算方法及び労使協定の締結例は、厚生労働省のホームページやリーフレット等に掲載されていますのでご参照ください。

センスメイキング理論

最近「センスメイキング理論」という言葉を耳にします。経営学の理論としては、抽象的な面が多く、いまだにその定義については議論が続いていますが…。

「メイクセンス」は日本語に直訳すると「意味づけ」や「納得」の言葉になります。早稲田大学の入山章栄教授は「腹落ち」という表現を使っています。

ここ数年、コロナ禍、ウッドショック、円安、物価上昇、災害など、これまで経験したことのない状況が次々に起こっています。危機的な状況・予期せぬ状況下では、何が正解なのか分かりません。

過去の経験、理論が通用しない、このような中で、組織や会社の方向性を示し、危機的な状況を乗り切るためには、社長ははじめ社員が「納得と共感」する方向性を示すこと（入山氏の「腹落ち」するストーリー）が重要になります。

「センスメイキング」に有名な逸話があります。

—ハンガリー軍偵察隊がアルプス山脈の雪山で猛吹雪に遭遇し遭難しました。みんなが死の恐怖でおののく中、隊員の一人のポケットから山の地図を見つけたことで場の空気が一変します。この地図があれば下山できると希望が出てきました。

そこで大まかな進路を決め、猛吹雪の中で地図をもとに進んだら無事下山できたという話です。しかし、その地図はピレネー山脈の地図だったのです。—

地図をきっかけにメンバー全員が「納得」「腹落ち」したことで方向性が明確になり生還出来たという逸話です。

つまり、事象やきっかけ自体は正確かどうか、最善かどうかはあまり関係なく一致して進めることが重要です。経営ビジョンを掲げ、明確にして経営者と社員が「納得と共感」のもとに経営を運営していく点は中小企業に通用すると考えます。

人事評価

金融機関の管理職になりたてのK氏。初めての部下の人事考課に「これといった人材がいない、どう評価したら：」。K氏から相談された上司M氏は、「私の場合、長期にわたり仕事ができる、を考えた上で基準を設定して、その基準に沿って考課を行っている。基準としているのは、『健康であること』、『誠実であること』、『他人と付

き合いが出来ること』の3点。他人と付き合いが出来ることについては、ゴルフでも囲碁でも何の娯楽・趣味でもよいが、遊ばず他人と遊べる、ということ。遊びを通して、仕事への考え方を学べる。相手によっては、今後の仕事のパートナーになるかもしれない」と話す。そして、「しかし、3つの基準を全て満たすのは難しいので、2つがしっかり出来る人は評価している」と答えています。

近年の台風

昨年の秋は、台風が日本列島に接近、上陸して各地に多くの被害をもたらしました。

気象庁の気象研究所では、台風の数の調査を1951年から行っています。その数は、平均で1年間に約26個発生しています。更に、過去40年分の台風には、以下の変化があると分析します。

- ① 東京など太平洋側の地域に接近する台風が増えている。
- ② これらの接近する台風については強度がより強くなっていて、以前の2.5倍となっている。
- ③ 台風の移動速度が遅くなっている、これは台風による影響時間が長くなっていることを示している。

同研究所では、過去の変化については、地球温暖化との関連性を考えていく必要があると指摘しています。

会社でも、台風の備えと対策を考えておかなければいけない時代となっています。